

KURUME MUSIC FES.2026 運営ボランティア要綱

音楽によるまちづくり推進実行委員会の取り組みの周知、浸透を図るとともに、事業の機運醸成を目的として、運営ボランティアを募集する。

イベントの運営をサポートするスタッフとして、市民が気軽に参加することで、音楽による感動を共有し、「音楽のまち・久留米」の魅力を感じてもらうとともに、人々との絆やつながりを強めることで、音楽を通じたまちづくりを推進していく。

1 活動対象イベント

KURUME MUSIC FES.2026

2 活動日

令和8年3月8日（日）及び事前の準備（事前準備は希望者のみ）

3 活動場所

東町公園、西鉄久留米駅東口

4 活動要件

令和7年4月1日時点 15歳以上の者

5 募集要員

30名程度（応募多数の場合は抽選による）

6 活動条件

- （1）事前登録制とする。
- （2）活動及び事前説明会などの報酬は原則無償とし、交通費は自己負担とする。
- （3）活動中の事故については、久留米市市民活動保険を利用する。

7 活動内容

会場準備・片付け、会場運営（案内、指導、環境美化など）、記録、事前準備（ポップの作成等）など

8 事前説明会

令和8年2月中旬頃に、事前説明会を行う。

また、当日来られない人のために、説明会についてはYouTube等でのオンライン又は、アーカイブ放送を検討する

9 事務局

音楽によるまちづくり推進実行委員会事務局（久留米市市民文化部文化振興課）に置く。

10 登録について

(1) 受付期間 12月9日(火)～1月30日(金) ※必着

ただし、延長することが適当と認める場合は、受付期間を延長できることとする。

(2) 登録方法

申込：ボランティアに登録しようとする者は、ふくおか電子申請システムによる応募、又は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、事務局まで持参、郵送、FAX またはメールにより申し込む。

決定：事務局は、申請を受理した後、速やかに「KURUME MUSIC FES.2026 受付名簿」に記載し、申請内容を審査し、登録の可否を決定する。

審査の結果、登録することが適当と認める場合には、申請者に対して、登録決定の通知を送る。

審査の結果、ボランティアとして登録しないことを決定したときは、その旨を記載した登録不承認の通知を送る。

(3) 登録の取り消し

①ボランティアから申し出があった場合

②事務局の指示に従わない場合

③事業イメージを損なう行為を行ったと認められる場合

(事業イメージを損なう場合の例)

・市民と一緒に音楽で街を盛り上げるという制度趣旨に賛同しない場合

・他の登録者や活動団体等を誹謗中傷する行為または公序良俗に反する行為があった場合

※その他、事例に応じて事務局において判断する。

(4) 登録条件

①事務局による事前説明会への参加(参加できない人は、アーカイブ放送の視聴)

②事務局に提供した個人情報の活用の上承(音楽によるまちづくり推進実行委員会が行う事業、及び久留米市が行う音楽によるまちづくり推進事業の募集等に活用する場合がある)

③活動場所、活動内容の上承(事務局が決定し、希望は受け付けない)

※登録者に障害(身体的、精神的問わず)のあることが判明した場合は、障害者差別解消法に基づき、その障害の内容に配慮し、活動内容を決定する。ただし、ボランティアとしての活動に著しく支障があると判断される場合には、登録を取り消す場合がある。

11 広報について(予定)

(1) 久留米市関連：LINE

(2) 実行委員会関連：ホームページ、SNS等

(3) 学校関連：福岡県軽音楽連盟等

(4) 応募用紙設置

①行政施設：市役所 行政コーナー、文化振興課、総合支所、久留米シティプラザ、えーるピア

②その他施設：石橋文化センター、市民活動サポートセンター(みんくる)

12 問い合わせ（登録受付窓口）

音楽によるまちづくり推進実行委員会事務局（久留米市 市民文化部 文化振興課）

〒830-0031 久留米市六ツ門町 8-1 久留米シティプラザ2階

TEL : 0942-36-3020 FAX : 0942-36-3087

MAIL : shibunka@city.kurume.lg.jp

※登録の受付は、WEB 申込、持参、郵送、FAX、メール

13 スケジュール

- ・受付開始 : 令和7年12月9日（火）
- ・受付終了 : 令和8年1月30日（金）
- ・事前説明会 : 令和8年2月中旬
- ・事前準備 : 令和8年2月下旬～3月上旬
- ・イベント当日 : 令和8年3月8日（日）
- ・アンケート実施 : 令和8年3月9日（月）以降

14 その他

- （1）ボランティアには活動終了後にアンケートを実施し、事業の参考にする。
- （2）ボランティアの個人情報については、十分に気をつけて取り扱う。
- （3）活動の写真等（肖像権）については、事務局に帰属する。
- （4）希望者には、ボランティア従事証明を交付する。